

大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と 高知県砕石工業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における災害廃棄物の仮置場の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害で、大規模な災害が発生した時をいう。以下同じ。）において、乙の会員の土地を災害廃棄物の仮置場として使用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（仮置場の調整及び平時の協力）

第2条 乙は、この協定の定めるところにより、災害廃棄物の仮置場として、乙の会員の事業場又は砕石置場等の土地の使用について調整するものとする。

2 乙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、甲が行う災害廃棄物処理対策に関する平時の市町村支援の取組に対し、可能な範囲で訓練参加等の協力をするものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）から前条に規定する土地の使用について要請を受けたときは、乙に対しその使用について書面により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、使用可能な土地を調整し、甲に対し書面により回答するものとする。

3 甲は、前項の回答を受けたときは、その内容を被災市町村に通知するものとする。

（設置期間）

第4条 仮置場の設置期間は、大規模災害のあった日から原則1年間とし、必要に応じて、被災市町村が土地を提供した乙の会員（以下「土地提供者」という。）の同意を得て延長できるものとする。

（搬入する災害廃棄物の種類）

第5条 搬入する災害廃棄物は、コンクリートくず等のがれき類並びに金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等の不燃性廃棄物を原則とする。

2 焼却灰や有害廃棄物は、搬入しないこととする。

（賃借料）

第6条 土地の使用に係る賃借料については、原則として被災市町村が負担するものとし、その額等は、仮置場の供用開始後、国が定める災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱に基づき、近隣地域又は類似地域の貸付水準を考慮して決定するものとする。

（周辺住民への周知）

第7条 仮置場の設置に当たっては、整備工事、搬入導線、開設時間等について、周辺住民への周知を被災市町村が行うものとし、土地提供者もこれに協力するものとする。

（仮置場の整備工事等）

第8条 仮置場の供用開始に当たっては、路盤整備、排水溝等の必要な工事を、被災市町村が実施するものとする。

2 仮置場返還時のトラブルを回避するため、土地提供者が必要と認める場合は、供用開始前に、土地提供者及び被災市町村の立会いの下、仮置場の設置場所の土壌をサンプリングする

ものとする。

（仮置場の管理等）

第9条 労働災害及び地域住民の生活環境の保全上の支障を防止するための散水等の粉じん対策及び不法投棄等の防犯対策等は、被災市町村が行うものとする。

2 必要に応じて、被災市町村が、大気質、騒音、振動、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、土地提供者及び周辺住民に情報を提供するものとする。

3 災害廃棄物を由来とする悪臭や害虫が発生した場合には、被災市町村が、消臭剤、脱臭剤若しくは殺虫剤の散布又はシートによる被覆等の最善の対応を行うものとする。

（土地の原状復旧等）

第10条 仮置場として使用した土地の返還に当たっては、被災市町村がガラス破片等の除去を行うとともに、仮置場供用開始に当たって土地提供者の施設の撤去又は設備の破損等を生じさせていた場合には、被災市町村が原状復旧を行うものとする。

2 被災市町村は、土地提供者からの求めがあった場合には、第8条第2項に基づいて供用開始前に採取した土壌と現状の土壌を比較することにより、土地の安全性を確認するものとする。

3 前項の調査の結果、災害廃棄物の仮置場としての使用による土壌汚染が確認された場合は、被災市町村が土壌入替等の土壌汚染対策を講じるものとする。

（土地の返還）

第11条 土地提供者が前条に基づく土地の原状復旧の完了を確認したときは、書面により被災市町村に通知するものとする。

2 前項の確認を受けた後、被災市町村は、土地の返還について甲及び乙に書面により報告するものとする。

（事務委任等）

第12条 第3条、第4条及び第6条から前条までの規定は、甲が被災市町村から地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等を処理する場合その他必要な場合について準用する。

（その他）

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項若しくはこの協定に定めのない事項が生じ、又は疑義が生じたときは、関係者協議のうえ、その都度決定する。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3か月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、同一条件で1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年10月15日

甲 高知県高知市丸ノ内一丁目2番1号
高知県
高知県知事

乙 高知県高知市中秦泉寺198-3
高知県砕石工業組合
理事長